

# 那 霸 市 公 報

第 1 8 8 9 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行  
発 行 所  
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号  
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### ◇ 告 示 ◇

- 地縁による団体（首里汀良町自治会）の告示事項の変更について（まちづくり協働推進課）…………… 1099
- 地籍調査の実施について（技術総務課）…………… 1100
- 地縁による団体（寒川町自治会）の告示事項の変更について（まちづくり協働推進課）…………… 1101
- 地縁による団体（那覇市首里鳥堀町自治会）の告示事項の変更について（まちづくり協働推進課）…………… 1102
- 身体障害者手帳交付に係る医師の指定について（障がい福祉課）…………… 1103
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（障がい福祉課）…………… 1104

### ◇ 公 告 ◇

- 那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者募集について（障がい福祉課）…………… 1105
- 「分離移送ポンプ2号機整備修繕（し尿等下水道放流施設）」に係る制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について（クリーン推進課）…………… 1107
- 「希积水ポンプ2号機整備修繕（し尿等下水道放流施設）」に係る制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について（クリーン推進課）…………… 1111
- 那覇市古波蔵児童館指定管理者募集について（こども教育保育課）…………… 1115
- 那覇市母子生活支援センターさくら指定管理者募集について（子育て応援課）…………… 1117
- 那覇市母子・父子福祉センター指定管理者募集について（子育て応援課）…………… 1119

**◇上下水道局告示◇**

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 1121

**◇選挙管理委員会告示◇**

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 1122

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 1123

**◇監査委員公表◇**

○令和 7 年度行政監査の結果について (公表) …………… 1124

**告 示**

那覇市告示第 176 号  
令和 7 年 6 月 30 日  
掲 示 済

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体について、同条第 11 項の規定による告示事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 知念 覚

- 1 名 称 首里汀良町自治会
- 2 変更があった事項及び内容  
代表者の氏名及び住所  
(変更前) 氏名 中今 純  
住所  
(変更後) 氏名 中村 孝夫  
住所

那覇市告示第 192 号  
令和 7 年 7 月 9 日  
掲 示 済

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、下記のとおり地籍調査を実施する

那覇市長 知念 覚

記

- |                 |                                       |
|-----------------|---------------------------------------|
| 1 事業計画が告示された年月日 | 令和 7 年 6 月 17 日                       |
| 2 調査を実施する者の名称   | 那覇市                                   |
| 3 調 査 地 域       | 那覇市<br>(古波蔵 3 丁目)                     |
| 4 調 査 期 間       | 令和 7 年 7 月 9 日から<br>令和 8 年 3 月 31 日まで |

那 覇 市 告 示 第 196 号  
令 和 7 年 7 月 14 日  
掲 示 済

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体について、同条第 11 項の規定による告示事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 知念 覚

- 1 名 称 寒川町自治会
- 2 変更があった事項及び内容  
代表者の氏名及び住所  
(変更前) 氏名 知念 博  
住所  
(変更後) 氏名 新垣 淑豊  
住所

那 覇 市 告 示 第 213 号  
令 和 7 年 7 月 23 日  
掲 示 済

地縁による団体の告示事項の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可を受けた地縁による団体について、同条第 11 項の規定による告示事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に基づき次のとおり告示する。

那覇市長 知念 覚

- 1 名 称 那覇市首里鳥堀町自治会
- 2 変更があった事項及び内容  
代表者の氏名及び住所  
(変更前) 氏名 又吉 宗光  
住所  
(変更後) 氏名 國吉 真彦  
住所

那覇市告示第 224 号  
令和 7 年 8 月 1 日

## 身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき令和 7 年 6 月 30 日付け次のように指定した。

那覇市長 知念 覚

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	田本 秀輔	外科	沖縄赤十字病院
2	新崎 盛敏	脳神経外科	那覇市立病院
3	鈴木 浩之	整形外科	メディカルプラザ大道中央病院
4	伊志嶺 洋平	内科 整形外科	ふうりん訪問診療所
5	末吉 徳彦	内科	那覇市立病院
6	石川 和樹	内科	ライフケアクリニック那覇
7	山内 昌磨	内科	ふうりん訪問診療所

那覇市告示第 225 号  
令和 7 年 8 月 1 日

## 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき令和7年7月1日付け次のように指定した。

那覇市長 知念 覚

医療機関 名称及び所在地	開設者名称	自立支援医療 の種類	指定年月日
アース訪問看護ステーション 那覇 那覇市久茂地1丁目4-15-702 泉崎Ufビル	株式会社 EARTH OCEAN 代表取締役 松崎 竜也	育成医療・更生医療	令和7年 7月1日
すてっぷ訪問看護ステーション なは 那覇市繁多川1-1-12	株式会社 Liberty Step 代表取締役 竹本 恭平	育成医療・更生医療	令和7年 7月1日

---

---

**公 告**

---

---

那覇市公告第 298 号  
令和 7 年 7 月 11 日  
掲 示 済

那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者募集について

令和 8 年 4 月 1 日からの那覇市精神障がい者地域生活支援センターの管理を行う法人その他の団体を次のとおり募集いたします。

那覇市長 知念 覚

1 名称及び所在地

- (1) 名称 那覇市精神障がい者地域生活支援センター
- (2) 位置 那覇市長田 1 丁目 24 番 27 号

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市精神障がい者地域生活支援センター条例第 3 条に定めるもののほか、那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者募集要項（以下「募集要項」とう。）のとおり。

3 指定の予定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 応募資格

応募者は、指定期間中、センターの管理を円滑かつ安定して実施できる法人その他の団体であって、次の要件に該当するものとします。

- (1) センターを円滑かつ安定して管理運営できる法人及び団体であること。
- (2) 沖縄県内に主たる事務所を有する法人その他の団体であること。
- (3) 国税及び地方税に滞納がないこと。（直近 3 ヶ年）
- (4) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (5) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止法等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準ずる場合を含む）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者でないこと。
- (8) 本市から指定停止措置を受けている者でないこと。

- 
- (9) 本市の指定管理者の公募に応募しようとする日から過去1年以内に、指定管理者の責に帰すべき理由により、指定管理者の指定の取り消しを受けた者でないこと。
- (10) 共同事業体で応募する場合は、構成するすべての団体が上記の条件を満たしていること、応募の際に共同事業体協定書を提出すること。なお、「共同事業体協定書」には、代表団体及び責任分担を明記すること。
- 5 欠格事項  
次の事項に該当する場合は、指定管理者の対象から除外します。
- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合  
(2) 募集要項の内容を遵守しない場合  
(3) その他の不正行為があった場合
- 6 申請の方法  
那覇市精神障がい者地域生活支援センター指定管理者募集要項のとおり。
- 7 募集要項等の配布  
(1) 配布期間 令和7年7月9日(水)から同年9月22日(月)まで  
(2) 配布場所 那覇市役所 障がい福祉課 (3階36番窓口)  
障がい福祉課ホームページからもダウンロードできます。
- 8 公募説明会及び施設の視察  
令和7年7月18日(金)午後2時～午後5時  
説明会及び施設視察へ参加できなかった場合も、応募は可能です。
- 9 申請書類の受付期間  
令和7年7月9日(水)から同年9月22日(月)まで
- 10 お問い合わせ先  
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所3階  
福祉部 障がい福祉課 (金城・與那覇)  
電話：098-862-3275(直通) FAX：098-862-0621

那覇市公告第 322 号  
令和 7 年 7 月 17 日  
掲 示 済

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

次のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により公告する。

那覇市長 知念 覚

1. 入札に付する事項

- (1) 件 名：分離移送ポンプ 2 号機整備修繕  
(し尿等下水道放流施設)
- (2) 履行期間：契約締結日から令和 8 年 1 月 30 日まで
- (3) 履行場所：那覇市し尿等下水道放流施設  
(浦添市伊奈武瀬 1 - 5 - 11)
- (4) 業務概要：別紙仕様書のとおり
- (5) 当該競争入札は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2. 入札参加資格要件

- (1) 別紙仕様書で指定する業務を誠実に履行することができる業者。
- (2) 過去 2 年の間に本市その他の官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行している業者。

3. 入札保証金

免除（那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 3 号による）

ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、損害賠償金として見積もった契約金額の 100 分の 5 を那覇市に納付すること。

4. 契約保証金

免除（那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 3 号による）

5. 本案件に関する質問

本案件に関する質問は下記の担当者へお問い合わせください。

クリーン推進課 管理グループ 担当：赤嶺

TEL：098-889-3567 FAX：098-888-1274

6. 入札及び開札日程

日時：令和 7 年 8 月 14 日（木）午前 10 時 30 分

場所：那覇市クリーン推進課 会議室

## 7. 入札の無効

入札心得を参照。

## 8. 落札者の決定方法

入札心得を参照。

## 9. 入札金額に係る消費税の取扱い

落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 10. 対象施設の事前見学

対象施設を事前に見学希望する場合は、上記担当者へ問合せのうえ日程の調整を行うこと。

施設の見学は令和 7 年 8 月 13 日までとする。

## 分離移送ポンプ 2 号機整備修繕 (し尿等下水道放流施設) 仕様書

1. 件 名 分離移送ポンプ 2 号機整備修繕 (し尿等下水道放流施設)
2. 修 繕 場 所 浦添市伊奈武瀬 1 丁目 5 番 11 号
3. 修 繕 期 間 契約締結日から令和 8 年 1 月 30 日まで
4. 修 繕 設 備 分離移送ポンプ 2 号機
5. 部 品 仕 様 形式：一軸ネジポンプ (インバータ制御) VPM-501  
吐出量 (スラリー) : 2.7~13.4m<sup>3</sup>/h  
(清水) : 0.045~0.223m<sup>3</sup>/min  
口径 (吸込、吐出) : 80A 揚程 : 18m  
上記機器を構成する部品一式 (構成部品一覧 参照)
6. 数 量 1 台
7. 修 繕 内 容 上記型式の分離移送ポンプ 2 号機を分解し故障部品及び摩耗部品を取り替えるとともに整備を施す。
8. 不 具 合 が 出 了 場 合 の 対 応 整備修繕箇所について、作業後 1 年以内に不具合が発生したとき、無償で追加修繕を行うものとする。  
追加修繕後、更に追加修繕箇所について 1 年以内に不具合が再発した場合においても、無償で再追加修繕を行うものとする。
9. 費用の負担 本作業に伴う手続き及びそれに要する費用は受注者の負担とする。
10. 材料の確認 上記材料・部品の搬入に際して、数量、名称がわかるよう写真を撮影すること。
11. 作業写真 作業の工程がわかるよう、作業前、作業中、作業後の写真を撮影すること。
12. 保険など 作業及び安全に関して必要な保険は加入すること。
13. そ の 他 この仕様書にない事項は国交省監修の公共建築設備工事標準仕様書 (機械設備工事編) 及び公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) による。それにもない事項は協議して定める。

## 構成部品一覧

	部品名	個数	備考
ポンプ	ローター	1	硬質クロムメッキ
	ステーター	1	STKM13A
	ユニバーサルジョイント	2	SU-20
	シャフトスリーブ	1	メテコ16C
	ジョイントスリーブ	2	
	ジョイント用バンド	4	AB-1065
	ジョイントゴムカバー	2	
	ジョイントスリーブ止ボルト	2	M6×12
	ジョイント用ピン	4	φ8
	軸受	2	6309ZZ
	ジョイント用C型止メ輪	2	#40
	ジョイント用C型同心止メ輪	2	#40
	スリーブ用キー	1	5×5×20L
	軸用C型止メ輪	1	#45
	メカニカルシール	1	45-B023-R2 (当初) 45-B023-Y2 (現在)
	OリングE	1	S120
	OリングF	1	S35
	OリングA	4	S20
	OリングD	2	G35
	ハンドホールカバーパッキン	1	t=1.0
オイルシール	2	SC45×62×9	
オイルシール	2	TCN45×68×12	
電動機	電動機軸受	1	6207ZZ
	電動機軸受	1	6206ZZ
	Vベルト	2	B58

その他、諸経費等があれば別途計上すること

那覇市公告第 323 号  
令和 7 年 7 月 17 日  
掲 示 済

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

次のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により公告する。

那覇市長 知念 覚

1. 入札に付する事項

- (1) 件 名：希积水ポンプ 2 号機整備修繕  
（し尿等下水道放流施設）
- (2) 履行期間：契約締結日から令和 8 年 1 月 30 日まで
- (3) 履行場所：那覇市し尿等下水道放流施設  
（浦添市伊奈武瀬 1 - 5 - 11）
- (4) 業務概要：別紙仕様書のとおり
- (5) 当該競争入札は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2. 入札参加資格要件

- (1) 別紙仕様書で指定する業務を誠実に履行することができる業者。
- (2) 過去 2 年の間に本市その他の官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行している業者。

3. 入札保証金

免除（那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 3 号による）

ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、損害賠償金として見積もった契約金額の 100 分の 5 を那覇市に納付すること。

4. 契約保証金

免除（那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 3 号による）

5. 本案件に関する質問

本案件に関する質問は下記の担当者へお問い合わせください。

クリーン推進課 管理グループ 担当：赤嶺

TEL：098-889-3567 FAX：098-888-1274

6. 入札及び開札日程

日時：令和 7 年 8 月 14 日（木）午前 10 時 30 分

場所：那覇市クリーン推進課 会議室

## 7. 入札の無効

入札心得を参照。

## 8. 落札者の決定方法

入札心得を参照。

## 9. 入札金額に係る消費税の取扱い

落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 10. 対象施設の事前見学

対象施設を事前に見学希望する場合は、上記担当者へ問合せのうえ日程の調整を行うこと。

施設の見学は令和 7 年 8 月 13 日までとする。

## 希积水ポンプ 2 号機整備修繕 (し尿等下水道放流施設) 仕様書

1. 件 名 希积水ポンプ 2 号機整備修繕 (し尿等下水道放流施設)
2. 修繕場所 浦添市伊奈武瀬 1 丁目 5 番 11 号
3. 修繕期間 契約締結日から令和 8 年 1 月 30 日まで
4. 修繕設備 希积水ポンプ 2 号機
5. 部品仕様 形式：一軸ネジポンプ (インバータ制御) VPM-601  
吐出量 (スラリー) : 5.1~25.5m<sup>3</sup>/h  
(清水) : 0.085~0.425m<sup>3</sup>/min  
口径 (吸込、吐出) : 100A 揚程 : 10m  
上記機器を構成する部品一式 (構成部品一覧 参照)
6. 数 量 1 台
7. 修繕内容 上記型式の希积水ポンプ 2 号機を分解し故障部品及び摩耗部品を取り替えるとともに整備を施す。
8. 不具合が  
出た場合の  
対 応 整備修繕箇所について、作業後 1 年以内に不具合が発生したとき、無償で追加修繕を行うものとする。  
追加修繕後、更に追加修繕箇所について 1 年以内に不具合が再発した場合においても、無償で再追加修繕を行うものとする。
9. 費用の負担 本作業に伴う手続き及びそれに要する費用は受注者の負担とする。
10. 材料の確認 上記材料・部品の搬入に際して、数量、名称がわかるよう写真を撮影すること。
11. 作業写真 作業の工程がわかるよう、作業前、作業中、作業後の写真を撮影すること。
12. 保険など 作業及び安全に関して必要な保険は加入すること。
13. そ の 他 この仕様書にない事項は国交省監修の公共建築設備工事標準仕様書 (機械設備工事編) 及び公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) による。それにもない事項は協議して定める。

## 構成部品一覧

	部品名	個数	備考
ポンプ	ローター	1	硬質クロムメッキ
	ステーター	1	STKM13A
	ユニバーサルジョイント	2	SU-25
	シャフトスリーブ	1	メテコ16C
	ジョイントスリーブ	2	
	ジョイント用バンド	4	AB-1075
	ジョイントゴムカバー	2	
	ジョイントスリーブ止ボルト	2	M8×14
	ジョイント用ピン	4	φ10
	軸受	2	6310ZZ
	ジョイント用C型止メ輪	2	#50
	ジョイント用C型同心止メ輪	2	#50
	スリーブ用キー	1	5×5×20L
	軸用C型止メ輪	1	#50
	メカニカルシール	1	45-B023-R2 (当初) 50-B023-Y2 (現在)
	OリングE	1	S130
	OリングF	1	S40
	OリングA	4	S25
	OリングD	2	G45
	ハンドホールカバーパッキン	1	t=1.0
オイルシール	2	SC50×68×9	
オイルシール	2	TCN50×72×12	
電動機	電動機軸受	1	6207ZZ
	電動機軸受	1	6206ZZ
	Vベルト	2	A66

その他、諸経費等があれば別途計上すること

那覇市公告第 336 号  
令和 7 年 7 月 22 日  
掲 示 済

## 那覇市古波蔵児童館指定管理者募集について

今般、児童館の利便性の更なる向上や多様化する利用者ニーズへの対応を図るとともに、同施設の効率的かつ効果的管理を行うことを目的に、那覇市児童館及び児童遊園条例（以下「児童館条例」という。）の規定に基づき指定管理者を募集します。

那覇市長 知念 覚

### 1 名称及び所在地

- (1) 名称 那覇市古波蔵児童館
- (2) 位置 那覇市字国場 1169 番地 4

### 2 選定の基準

令和 7 年 7 月 23 日（水）から那覇市ホームページへ公開する「那覇市児童館指定管理予定候補者選定評価採点表 審査項目」に基づき選定します。詳細は、同日、本市ホームページへ公開する那覇市古波蔵児童館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）のとおり。

### 3 管理の基準及び業務の範囲

那覇市児童館及び児童遊園条例第 16 条に定めるもののほか、募集要項のとおり。

### 4 指定の予定期間（議決事項）

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

### 5 説明会の開催及び施設の視察

参加を希望する場合は、本市ホームページへ公開する様式集（以下「様式集」という。）の「那覇市古波蔵児童館公募説明会及び施設視察申込書（様式第 8 号）」を令和 7 年 8 月 7 日（木）の午後 5 時までに提出ください。詳細な手続きは、募集要項のとおり。

### 6 募集要項等に関する質問の受付及び回答

募集要項等に関する質問は、様式集の「質問書（様式第 9 号）」により、令和 7 年 8 月 6 日（水）～8 月 20 日（水）午後 3 時までの期間にご提出ください。詳細な手続きは、募集要項のとおり。

## 7 申請方法及び応募期間

募集要項に記載のある提出書類等を下記期間内に直接受付場所へ提出してください。

- (1) 受付期間 令和 7 年 9 月 3 日(水)～9 月 24 日(水)  
(土曜、日曜及び祝日を除く)
- (2) 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時を除く)
- (3) 受付場所 那覇市役所本庁舎 3 階 どもみらい部 ども教育保育課  
庶務・児童館グループ 担当：林、宮城

## 8 お問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 3 階  
どもみらい部 ども教育保育課 庶務・児童館グループ (林・宮城)  
電話：098-861-2113(直通) F A X：098-861-2114

那覇市公告第 348 号  
令和 7 年 7 月 25 日  
掲 示 済

那覇市母子生活支援センターさくら指定管理者募集について

令和 8 年 4 月 1 日からの那覇市母子生活支援センターさくらの管理を行う法人その他の団体を次のとおり募集いたします。

那覇市長 知念 覚

1 名称及び所在地

- (1) 名称 那覇市母子生活支援センターさくら
- (2) 位置 那覇市首里鳥堀町 4 丁目 99 番地

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市母子生活支援センターさくら指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。

3 指定の予定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで (5 年間)

4 応募資格

応募者は、指定期間中、那覇市母子生活支援センターさくらの管理を円滑かつ安定して実施する能力を有するとともに、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法と那覇市母子生活支援センターさくらが設置された趣旨を十分に理解し、母子家庭等の自立促進のための熱意と見識のある、社会福祉法人その他これに相当する団体で次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 沖縄県内に登記簿上の本店を有すること。
- (2) 現在、定員 20 名程度の社会福祉施設 (入所施設) を運営していること (自治体からの指定管理業務及び業務委託を含む。)
- (3) 国税及び地方税の滞納がないこと。

5 欠格事項

次のいずれかに該当する団体は、応募を行うことができません。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 2 項 (同項を準用する場合を含む) の規定により、那覇市における一般競争入札等の参加を制限されている団体
- (2) 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 11 項の規定により、那覇市により指定の取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じられている団体
- (3) 国税及び地方税を滞納している団体
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続中の団体

- 
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体
- (6) 代表者及び役員に破産者又は拘禁刑に処せられている者がいる団体
- 6 申請の方法  
那覇市母子生活支援センターさくら指定管理者募集要項のとおり
- 7 募集要項等の配布  
(1) 配布期間 令和7年7月25日(金)から令和7年9月24日(水)まで  
原則、那覇市の公式ホームページからのダウンロードとします。
- 8 公募説明会及び施設視察の開催  
(1) 開催日時 令和7年8月14日(木) 午前10時半から12時まで  
(2) 開催場所 那覇市役所本庁 会議室  
※事前に申込みが必要となります。
- 9 応募書類の受付  
受付期間内に応募書類を以下の受付場所へ直接持参し、提出してください。郵送、FAX等による提出は受けません。なお、必要書類等を具備したのみこれを受理するものとします。受付期間後における応募書類の提出、再提出は受けません。  
(1) 受付期間 令和7年9月1日(月)から令和7年9月25日(木)まで  
(土曜、日曜及び祝日を除く)  
(2) 受付時間 午前9時から午後4時半まで  
(正午から午後1時を除く)  
(3) 受付場所 那覇市 こどもみらい部 子育て応援課  
児童家庭グループ（那覇市役所本庁舎3階45番窓口）  
担当：金城、山田、城間
- 10 お問い合わせ先  
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所3階  
こどもみらい部 子育て応援課（金城、山田、城間）  
電話：098-861-6951（直通）

那覇市公告第 349 号  
令和 7 年 7 月 25 日  
掲 示 済

那覇市母子・父子福祉センター指定管理者募集について

令和 8 年 4 月 1 日からの那覇市母子・父子福祉センターの管理を行う法人その他の団体を次のとおり募集いたします。

那覇市長 知念 覚

- 1 名称及び所在地
  - (1) 名称 那覇市母子・父子福祉センター
  - (2) 位置 那覇市金城 3 丁目 5 番地 4  
那覇市総合福祉センター 1 階内
- 2 管理の基準及び業務の範囲  
那覇市母子・父子福祉センター指定管理者募集要項及び同業務仕様書のとおり。
- 3 指定の予定期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで (5 年間)
- 4 応募資格  
応募者は、指定期間中、那覇市母子・父子福祉センターの管理を円滑かつ安定して実施する能力を有するとともに、母子及び父子並びに寡婦福祉法と、那覇市母子・父子福祉センターが設置された趣旨を十分に理解し、母子家庭等の自立促進のための熱意と見識のある、社会福祉法人その他これに相当する団体で次の要件を全て満たすものとします。
  - (1) 沖縄県内に登記簿上の本店を有すること。
  - (2) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- 5 欠格事項  
次のいずれかに該当する団体は、応募を行うことができません。
  - (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 2 項 (同項を準用する場合を含む) の規定により、那覇市における一般競争入札等の参加を制限されている団体
  - (2) 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 244 条の 2 第 11 項の規定により、那覇市により指定の取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じられている団体
  - (3) 国税及び地方税を滞納している団体
  - (4) 会社更生法、民事再生法等に基づき更生又は再生手続中の団体
  - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体

- (6) 代表者及び役員に破産者又は拘禁刑に処せられている者がいる団体
- 6 申請の方法  
那覇市母子・父子福祉センター指定管理者募集要項のとおり
- 7 募集要項等の配布  
(1) 配布期間 令和7年7月25日(金)から令和7年9月24日(水)まで  
原則、那覇市の公式ホームページからのダウンロードとします。
- 8 公募説明会及び施設視察の開催  
(1) 開催日時 令和7年8月15日(金) 午前10時半から12時まで  
(2) 開催場所 那覇市役所本庁 会議室  
※事前に申込みが必要となります。
- 9 応募書類の受付  
受付期間内に応募書類を直接、以下の受付場所へ提出してください。郵送、FAX等による提出は受けません。なお、必要書類等を具備したもののみこれを受理するものとします。受付期間後における応募書類の提出、再提出は受けません。  
(1) 受付期間 令和7年9月1日(月)から9月25日(木)まで  
(土曜、日曜及び祝日を除く)  
(2) 受付時間 午前9時から午後4時半まで  
(正午から午後1時を除く)  
(3) 受付場所 那覇市 こどもみらい部 子育て応援課  
児童家庭グループ(那覇市役所本庁舎3階45番窓口)  
担当：金城、山田、城間
- 10 お問い合わせ先  
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所3階  
こどもみらい部 子育て応援課 (金城、山田、城間)  
電話：098-861-6951 (直通)

**上下水道局告示**

那覇市上下水道局告示第 15 号  
令和 7 年 7 月 16 日  
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 11 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 屋比久 猛義

記

那覇市排水設備指定工事店新規指定

指定 (登録) 番号	指定工事店名	営業所所在地	代表者 指定の有効期間
587	島電水	名護市字伊佐川 1094 番地	島 勝正 自 令和 7 年 6 月 25 日 至 令和 12 年 3 月 31 日

**選挙管理委員会告示**

那覇市選挙管理委員会告示第 8 号  
令和 7 年 7 月 2 日  
掲 示 済

那覇市選挙管理委員会  
委員長 前原 常雄

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

5, 118人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

42, 645人

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

85, 290人

那覇市選挙管理委員会告示第 22 号  
令 和 7 年 7 月 1 2 日  
掲 示 済

那覇市選挙管理委員会  
委員長 前原 常雄

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

5, 1 2 4 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

4 2, 6 9 3 人

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

8 5, 3 8 6 人

**監査委員公表**

那 監 公 表 第 3 号

令 和 7 年 8 月 1 日

那覇市監査委員	新 垣 淑 博
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	中 村 圭 介

令和 7 年度行政監査の結果について (公表)

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき、行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

# 令和 7 年度 行政監査報告書

「準公金の管理及び事務について」

令和 7 年 7 月

那覇市監査委員

## 目 次

**第 1 監査の概要**

1 監査の種類	1
2 監査のテーマ	1
3 監査の目的	1
4 監査の対象	1
5 監査の対象部署	1
6 監査の着眼点	1
7 監査の方法	2

**第 2 監査対象の概要**

1 事前調査による結果	3
-------------	---

**第 3 監査の結果及び結果に基づく監査意見**

1 監査の結果	8
2 指摘事項等	8
3 総括意見	12

注) 文中及び表中の金額等の構成比 (%) は、小数点以下第 2 位を四捨五入している。  
したがって、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

## 第 1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

### 2 監査のテーマ

準公金の管理及び事務について

### 3 監査の目的

公金については、地方自治法及び那覇市会計規則に基づき会計管理者に管理されている。また、監査委員による財務監査及び例月現金出納検査の対象となっている。

一方で、各部署における業務遂行上の必要性や関係団体等の関係において本市職員が取扱っている公金以外の現金、いわゆる準公金については、法令によりその管理方法に定めがない。また、本市においては、統一された取扱いが定められていない。

その準公金については、市の職員が取扱う現金等として適切な管理及び事務が求められるものである。そこで、現状の確認とリスクの洗い出し等を目的に準公金の管理及び事務について、令和 5 年度に引き続き監査を実施した。

### 4 監査の対象

準公金の管理及び事務

※本監査における準公金の定義は次のとおりとする。

公金（歳計現金（歳入歳出に属する現金）、基金に属する現金、歳入歳出外現金及び一時借入金）以外の現金で、市の職員が現金の出納及び保管を行っているもの。

### 5 監査の対象部署

令和 5 年度において準公金の取扱いがある部署。

### 6 監査の着眼点

- (1) 準公金を本市職員が取扱う根拠は明確にあるか
- (2) 準公金の取扱いマニュアル等があるか
- (3) 現金、通帳、印鑑等は適切に保管管理されているか
- (4) 出納簿は作成されているか
- (5) 入出金にあたり収入伝票及び支出伝票等が作成されているか
- (6) 入出金にあたって会計責任者による通帳等の確認が行われているか

- (7) 証拠書類は適切に保管及び保存がされているか
- (8) 団体等による監査は適切に行われているか
- (9) 団体等による会計報告は適切に行われているか

## 7 監査の方法

監査をより効率的及び効果的に進めるために、全部局を対象として事前調査を実施した。その結果に基づき、選定した対象課に対して書面調査及び監査委員監査を実施した。

### (1) 事前調査

#### ア 実施期間

令和 7 年 2 月 26 日 (水) ~ 令和 7 年 3 月 12 日 (水)

#### イ 対象

全部局、全課 ※「課」には局、センター、公民館、図書館を含む。

### (2) 対象課の選定

#### ア 内容

監査対象課 (団体) の抽出条件として、現金の保管やキャッシュカードの作成の有無、予算規模が大きいことなどとした。

#### イ 対象課

6 部局 8 課 (10 団体)

### (3) 書面調査

#### ア 内容

準公金の管理及び事務の状況等を把握するため、調査票等により書面調査を行った。

#### イ 実施期間

令和 7 年 4 月 7 日 (月) ~ 4 月 21 日 (月)

### (4) 予備監査

#### ア 内容

書面調査による状況等の実態を把握するため、事務局職員において対象課へ出向き関係職員からの内容聴取及び通帳や銀行届出印などの保管状況の確認等の予備監査を行った。

#### イ 実施期間

令和 7 年 5 月 9 日 (金) ~ 5 月 13 日 (火)

### (5) 監査委員監査

#### ア 内容

予備監査による状況等の実態を把握するため、監査委員による対象課からのヒアリングを行った。

#### イ 実施期間

令和 7 年 5 月 29 日 (木)、6 月 2 日 (月)

## 第2 監査対象の概要

### 1 事前調査による結果

事前調査票の回答を集約した結果及び集計結果の分析は、以下のとおりである。令和5年度に準公金を取扱っている所管課は次表のとおり14部局26課60団体等である。

また、令和5年度に指摘事項等があった8団体に対して措置経過状況を確認した結果、すべての団体において改善され、適切な管理が行われていることを確認した。

準公金所管課一覧表

No	部署名		団体等名	R7 監査 対象 部署	R5 監査 対象 部署
1	総務部	総務課	那覇市新年祝賀名刺交換会実行委員会	○	
2		平和交流・男女参画課	那覇市国際交流市民の会		
3		人事課	那覇市職員厚生会		
4	企画財務部	納税課	沖縄県都市税務協議会		
5	市民文化部	市民生活安全課	那覇市交通安全市民運動推進協議会		○
6			那覇市民憲章推進協議会		
7			暴力団壊滅那覇市民対策会議		
8		文化振興課	令和5年度公益社団法人全国公立文化施設協会定時総会・研究大会		
9		文化財課	壺屋でシーサーの日実行委員会	○	
10			那覇市立壺屋焼物博物館友の会	○	
11		経済観光部	商工農水課	那覇市農業用廃プラスチック適正処理対策協議会	
12	那覇農産物フェア実行委員会				
13	観光課		那覇クルーズ促進連絡協議会		
14			読売巨人軍那覇協力会		○
15	環境部	環境政策課	那覇市地球温暖化対策協議会		
16	福祉部	福祉政策課、保護管理課	那覇市退職職員等による緊急市民支援基金		○
17		福祉政策課	日本赤十字社沖縄県支部那覇市地区		
18	健康部	保健総務課	那覇市献血推進協議会	○	
19		国民健康保険課	沖縄県都市国民健康保険研究協議会		
20	都市みらい部	公園管理課	公益社団法人沖縄県緑化推進委員会那覇支部		○
21	消防局	総務課	沖縄県消防長会		○
22		予防課	那覇市女性防火クラブ	○	

No	部署名	団体等名	R7 監査 対象 部署	R5 監査 対象 部署
23	教育委員会	総務課	沖縄県市町村教育委員会連合会	○
24	生涯学習部	生涯学習課	那覇市青少年健全育成市民会議	○
25			子どもフェスタ in なは実行委員会	
26			「なは教育の日」実行委員会	
27			市民スポーツ課	那覇市健康ウォーキング推進事業実行委員会
28		中央公民館	那覇市中央公民館利用団体連絡協議会	
29		牧志駅前ほしぞら公民館	那覇市牧志駅前ほしぞら公民館利用団体連絡協議会	○
30		小禄南公民館	那覇市小禄南公民館利用団体連絡会	
31		首里公民館	那覇市首里公民館利用団体連絡協議会	
32		石嶺公民館	那覇市石嶺公民館利用団体連絡会	○
33		教育委員会	学校教育課	那覇市スクールゾーン連絡協議会
34	学校教育部	学校給食センター	真和志学校給食センター(学校給食費)	
35			上間学校給食センター(学校給食費)	
36			神原学校給食センター(学校給食費)	
37			古蔵学校給食センター(学校給食費)	
38			小禄学校給食センター(学校給食費)	○
39			高良学校給食センター(学校給食費)	
40			鏡原学校給食センター(学校給食費)	
41			天久学校給食センター(学校給食費)	
42			開南学校給食センター(学校給食費)	
43			首里学校給食センター(学校給食費)	○
44			大名学校給食センター(学校給食費)	
45			安謝学校給食センター(学校給食費)	
46			銘苅学校給食センター(学校給食費)	
47			学校給食課	那覇市立城西小学校(学校給食費)
48		那覇市立真嘉比小学校(学校給食費)		
49		那覇市立泊小学校(学校給食費)		○
50		那覇市立松川小学校(学校給食費)		
51		那覇市立識名小学校(学校給食費)		
52	那覇市立真和志小学校(学校給食費)			
53	那覇市立松島小学校(学校給食費)			
54	那覇市立金城小学校(学校給食費)	○		
55	那覇市立曙小学校(学校給食費)			
56	那覇市立那覇小学校(学校給食費)			

No	部署名		団体等名	R7 監査 対象 部署	R5 監査 対象 部署
57	議会事務局	庶務課	沖縄県市議会議長会		
58	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	沖縄県市町村選挙管理委員会連合会		
59	上下水道局	総務課	公益社団法人日本水道協会沖縄県支部		
60			沖縄県下水道協会		

## (1) 団体等の令和 5 年度決算状況

## ア 収入額

団体の令和 5 年度決算における収入額で、「1,000 万円以上」が 30 団体 (50.0%) で最も多く、次に「50 万円未満」が 12 団体 (20.0%)、「100 万円以上 500 万円未満」が 10 団体 (16.7%) となっており、この 3 区分で全体の 86.7%を占めている。

区分	50 万円 未満	50 万円以上 100 万円未満	100 万円以上 500 万円未満	500 万円以上 1,000 万円未満	1,000 万円 以上	計
団体等数	12	5	10	3	30	60
構成比	20.0%	8.3%	16.7%	5.0%	50.0%	100.0%

## イ 支出額

団体の令和 5 年度決算における支出額で、「1,000 万円以上」が 30 団体 (50.0%) で最も多く、次に「50 万円未満」が 19 団体 (31.7%)、となっており、この 2 区分で全体の 81.7%を占めている。

区分	50 万円 未満	50 万円以上 100 万円未満	100 万円以上 500 万円未満	500 万円以上 1,000 万円未満	1,000 万円 以上	計
団体等数	19	4	4	3	30	60
構成比	31.7%	6.7%	6.7%	5.0%	50.0%	100.0%

## (2) 準公金を取扱う根拠について

本市が準公金を取扱うことについて、59 団体 (98.3%) で要綱、規約、会則等に記載するなどの根拠があった。

区分	有	無	計
団体等数	59	1	60
構成比	98.3%	1.7%	100.0%

## (3) 準公金の取扱いマニュアルについて

個別に準公金の取扱いマニュアル (取扱要領、手順等) を作成している団体は、28 団体 (46.7%) であった。

区分	有	無	計
団体等数	28	32	60
構成比	46.7%	53.3%	100.0%

## (4) 通帳の管理状況

通帳は 59 団体で保有しており、その保管場所は鍵有キャビネットが 34 団体 (57.6%) で最も多く、次に金庫が 20 団体 (33.9%) となっており、この 2 区分で全体の 91.5% を占めている。すべて金庫や鍵有のキャビネット等で保管されている。

区分	金庫	キャビネット		机の引き出し		保管庫 鍵有	計
		鍵有	鍵無	鍵有	鍵無		
団体等数	20	34	0	4	0	1	59
構成比	33.9%	57.6%	0.0%	6.8%	0.0%	1.7%	100.0%

## (5) 銀行届出印の管理状況

銀行届出印は 60 団体すべてにおいて保有しており、その保管場所は鍵有キャビネットが 30 団体 (50.0%) で最も多く、次に金庫が 18 団体 (30.0%) となっており、この 2 区分で全体の 80.0% を占めている。鍵有の保管場所は 59 団体 (98.3%) で、ほぼ全体を占めている。

区分	金庫	キャビネット		机の引き出し		保管庫 鍵有	計
		鍵有	鍵無	鍵有	鍵無		
団体等数	18	30	0	10	1	1	60
構成比	30.0%	50.0%	0.0%	16.7%	1.7%	1.7%	100.0%

## (6) 現金の管理状況

現金は 45 団体が保有しており、その保管場所は金庫が 21 団体 (46.7%) で最も多く、次に鍵有キャビネットが 20 団体 (44.4%) となっており、この 2 区分で全体の 91.1% を占めている。すべて金庫や鍵有キャビネット等で保管されている。

区分	金庫	キャビネット		机の引き出し		保管庫 鍵有	計
		鍵有	鍵無	鍵有	鍵無		
団体等数	21	20	0	3	0	1	45
構成比	46.7%	44.4%	0.0%	6.7%	0.0%	2.2%	100.0%

## (7) キャッシュカードの管理状況

キャッシュカードは 5 団体が保有しており、その保管場所はすべて金庫や鍵有キャビネット等で保管されている。

区分	金庫	キャビネット		机の引き出し		保管庫	計
		鍵有	鍵無	鍵有	鍵無	鍵有	
団体等数	2	1	0	1	0	1	5
構成比	40.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	20.0%	100.0%

## (8) 出納簿の作成について

出納簿は 56 団体 (93.3%) で作成されていたが、4 団体 (6.7%) で作成されていなかった。

区分	有	無	計
団体等数	56	4	60
構成比	93.3%	6.7%	100.0%

## (9) 入出金伝票の作成について

入出金伝票は 20 団体 (33.3%) で作成されており、入出金伝票の様式はないが起案決裁等により入出金を確認している団体が 33 団体 (55.0%) あり、この 2 区分が全体の 88.3% を占めている。7 団体 (11.7%) で作成されていなかった。

区分	有	無	その他※	計
団体等数	20	7	33	60
構成比	33.3%	11.7%	55.0%	100.0%

※ 収入伝票・支出伝票の様式はないが、起案決裁等により入出金を確認している

## (10) 証拠書類の保存年限と保存根拠について

## ア 保存年限

会計書類 (証拠書類) の保存年限は、5 年が 50 団体 (83.3%) で最も多く、次に 10 年が 7 団体 (11.7%) となっており、この 2 区分で全体の 95.0% を占めている。

区分	3 年	5 年	7 年	10 年	永久	無	計
団体等数	2	50	1	7	0	0	60
構成比	3.3%	83.3%	1.7%	11.7%	0.0%	0.0%	100.0%

## イ 保存根拠

会計書類 (証拠書類) の保存根拠について、保存根拠を定めている団体が 35 団体 (58.3%) で、定めていない団体が 25 団体 (41.6%) あった。

区分	有	無	その他※	計
団体等数	35	11	14	60
構成比	58.3%	18.3%	23.3%	100.0%

※ 団体の会則等に定めは無いが、市等の規則等に準拠して保存している

## (11) 決算時等の監査について

準公金の決算時の監査について、行われている団体が 57 団体 (95.0%) で、行われていない団体が 3 団体 (5.0%) あった。

区分	行われている	行われていない	計
団体等数	57	3	60
構成比	95.0%	5.0%	100.0%

## (12) 会計報告 (収支報告) について

準公金の会計報告 (収支報告) について、60 団体 (100.0%) すべての団体が行っている。

区分	行っている	不明	計
団体等数	60	0	60
構成比	100.0%	0.0%	100.0%

### 第 3 監査の結果及び結果に基づく監査意見

#### 1 監査の結果

監査した結果、準公金の取扱い状況、管理状況等については、おおむね適切に執行されていると認められた。ただし、以下に述べるとおり、一部の団体等に改善や検討を要する事項があり、これらについては、速やかに必要な措置を講じるよう努められたい。

**\* 指摘事項**

是正又は改善を要するもの

**\* 要望事項**

指摘事項には至らないが、改善について検討が望まれるもの

#### 2 指摘事項等

##### (1) 共通の指摘事項等

###### ア 収入伝票、支出伝票及び出納簿の作成について (指摘事項)

次の(ア)(イ)の各団体では、収入及び支出は、それぞれデータや預金通帳により管理され執行されている。しかし、個別の収入伝票及び支出伝票は作成されず、会計責任者等の決裁はなく会計担当者のみによって執行されている。また、出納簿の作成がなされておらず、全体的な現金等が適正に管理されて

いない。

収入及び支出に当たっては、会計責任者への報告はなされているとしているものの、その報告等では客観的に証明できるものとしては、不十分である。

収入伝票、支出伝票及び出納簿は、不正な入出金等のリスクを防ぐことや現金等の管理を明確化するものであるもので、各種帳票及び出納簿の作成を要望し、適正な管理を図られたい。

(ア)文化財課（壺屋でシーサーの日実行委員会）

(イ)文化財課（那覇市立壺屋焼物博物館友の会）

#### イ 一人の職員による現金の入出金の管理について（指摘事項）

次の(ア)(イ)の各団体では、現金の入出金は、会計事務を担う市の職員のみによって行われている。準公金においては、公金に準じた適切な管理及び事務が求められるものであり、職員一人のみで行うことは適切な管理ではない。

現金の入出金に当たっては、複数の職員で決裁や確認するなど適切な管理を図られたい。

(ア)文化財課（壺屋でシーサーの日実行委員会）

(イ)文化財課（那覇市立壺屋焼物博物館友の会）

#### ウ 立替払について（指摘事項）

次の(ア)(イ)の各団体では、現金の管理及び釣銭戻入の事務処理が煩雑になるとの理由から、立替払が行われていた。

しかしながら、立替払は、団体の資金と私費との区別が不明確となることや私的流用につながるリスクが懸念されることから、支出が必要な場合は、立替払ではなく資金前渡を行うなど、公金に準じた取扱いにより対応するよう図られたい。

(ア)牧志駅前ほしぞら公民館（那覇市牧志駅前ほしぞら公民館利用団体連絡協議会）

(イ)石嶺公民館（那覇市石嶺公民館利用団体連絡会）

#### エ 預金通帳、銀行届出印の管理について（要望事項）

次の(ア)(イ)の各団体の預金通帳、銀行届出印、現金、キャッシュカードは、施錠できる同一のキャビネット内又は金庫に保管されている。

しかし、リスク分散の観点から、少なくとも預金通帳及び銀行届出印は、施錠できる別々の場所に保管し、その鍵についても担当を分けて管理することが望ましい。

(ア)消防局予防課（那覇市女性防火クラブ）

(イ)牧志駅前ほしぞら公民館（那覇市牧志駅前ほしぞら公民館利用団体連絡協議会）

**(2) 各部署の指摘事項等****【総務部】****○総務課 (那覇市新年祝賀名刺交換会実行委員会)****ア 現金の管理及び出納簿の作成について (指摘事項)**

日頃の支出に関する管理は、会則の中で専決事項が定められており、金額によって部長や課長までの決裁を受けているが、会費等の収入がある場合においては会則に専決事項はなく、事業担当者は日計表を作成し課長へ口頭による日次報告のみが行われている。

また、課内窓口における会費受取りに対応するため、釣銭用として現金 5 万円を保管しているが、釣銭用としてではなく、消耗品の購入や郵送費などにも使用されていた。

出納簿が未作成のため、入出金の流れが担当した職員でしか把握できない状況であることから、日々の現金の管理が適切に行われるよう出納簿を作成し、第三者が見ても容易にチェックできる適正な入出金の管理を図られたい。

**イ 事業の会計年度について (要望事項)**

那覇市新年祝賀名刺交換会実行委員会の決算は、令和 6 年 1 月 4 日に開催された那覇市新年祝賀名刺交換会の事業終了後 1 月 30 日に監査が実施され、その後、決算が終了している。

同実行委員会会則第 11 条では、「委員会の会計は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に閉めるものとする。」と規定されている。

会計年度の処理に当たっては、実行委員会会則の規定と実態を整合させることが望ましい。

**【市民文化部】****○文化財課 (壺屋でシーサーの日実行委員会)****ア 市の職員が準公金の管理等を行う根拠規定等の整備について (指摘事項)**

壺屋でシーサーの日実行委員会 (以下「実行委員会」という。)においては、当該実行委員会の会則はなく、市の職員が実行委員会の会計事務を担当する根拠や手続きに関する規定がない状態で、市の職員による準公金の管理等が

行われている。

準公金を取扱うに当たっては、市の職員が準公金の管理を含む実行委員会の会計事務を適正に行うことができるよう、根拠や手続きに関する規定等を整備することを検討されたい。

#### イ 決算書の作成について（指摘事項）

実行委員会においては、「壺屋でシーサーの日」に係る事業の収支報告書は作成されているものの、会計年度の決算書が作成されていない。そのため、翌年度繰越金などの同実行委員会の決算状況が明らかにされていない状況であり、適正に管理されているとは言えない。

決算書は、事業実施や財務状況を把握するうえで重要なものであり、また、同実行委員会の管理運営の透明性を確保するためにも作成するよう要望されたい。

### ○文化財課（那覇市立壺屋焼物博物館友の会）

#### ア 決算書と預金通帳の翌年度繰越金の不一致について（指摘事項）

那覇市立壺屋焼物博物館友の会の令和 5 年度の第 24 期収支決算報告書と預金通帳の翌年度繰越金について不一致が生じている。これは、実際には翌年度で執行するグッズ制作積立金を支出済額に計上したことや過去に寄附金として受け取ったものを収支報告書に記載せず適正な収入処理をしていなかったためとなっている。

決算書は、事業実施や財務状況を把握するうえで重要なものであり、管理運営の透明性を確保するために正確な決算書を作成するよう要望されたい。

### 【健康部】

### ○保健総務課（那覇市献血推進協議会）

#### ア 出納簿の作成について（要望事項）

那覇市献血推進協議会の事務局となっている保健総務課職員は、当該協議会の予算を執行する際、収入及び支出伝票等を作成しているものの、出納簿の作成をしていない。

出納簿は、現金や通帳残高の照合に必要な帳簿であり、入出金の頻度や金額の多少にかかわらず作成されることが望ましい。

**【消防局】****○予防課（那覇市女性防火クラブ）****ア 現金の管理について（要望事項）**

那覇市女性防火クラブの収入は、ほぼ本市からの補助金となっている。

当該クラブの預金口座に本市からの補助金が振り込まれた直後、当該クラブの事務局となっている予防課職員は、キャッシュカードでその全額を引き出し、各支部の預金口座へ活動費を振り込んだ後の残額を事務局で運営経費として執行するため、消防局予防課内にある施錠できるキャビネット内に現金を保管している。

本監査の対象となった令和 5 年度予算については、残額が生じたため、令和 6 年 3 月 29 日に本市へ戻入しているものの、それまでの間、常に現金を保管している状況となっている。

現金については、紛失等の事故が想定されることから即時の支出予定がない場合は、預金口座で管理することが望ましい。

**3 総括意見**

本市では、各部署における業務執行上の必要性や関係団体等の関係から、26 課において 60 団体の準公金を取扱っている。今回の監査では、準公金を取扱っている課の中から、現金の保管やキャッシュカードの作成の有無、予算規模が大きいことなどを主な抽出条件にして 8 課 10 団体を選定し、現状の確認とリスクの洗い出し等を目的に準公金の管理及び事務について監査を実施した。

準公金については、県内外で紛失・盗難、担当職員による私的流用・着服などの事案が度々発生しており、本市においても令和 5 年度に準公金に関する不正事案が発覚した。準公金の取扱いについては、実務の手順等が事務担当者に委ねられていることが多いため、利便性を優先し事務処理手順を省略しているケースも見受けられ、公金のような適正な取扱いや確認がされていないものもある。そのため、準公金を取扱うリスクが懸念される。

今回監査の対象となった団体等においては、個別の項目で指摘した意見や要望を再確認するとともに、紛失や盗難、不正等のリスクを軽減するため、指摘事項等について速やかに必要な対策を講じるよう努められたい。

また、監査の対象にならなかった団体等における準公金の管理についても、今回の監査の着眼点や意見、要望を確認し、問題事項があれば速やかに対策を講じるよう努められたい。

最後に、準公金については、地方自治法及び本市の財務会計規則等の法令の適用

を受けるものではないが、万が一不正な事案が発生した場合は、組織全体の信用失墜につながりかねないものである。よって、準公金についても公金の取扱いに準じて、慎重かつ適正な管理及び事務が求められるものであり、組織として不正や事故等を発生させない仕組みづくりに努められたい。

